

## 函館市町会活性化検討会議設置要綱

### (設置)

第1条 町会活性化に向けた方策などを検討するにあたり、広く関係者の意見を反映させるため、「函館市町会活性化検討会議（以下「会議」という。）」を設置する。

### (組織)

第2条 会議は、委員18人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 町会関係者

(2) 福祉団体関係者

(3) まちづくり団体関係者

(4) 教育関係者

(5) 公募による者

(6) その他市長が必要と認める者

3 会議にオブザーバーを置き、必要に応じて意見、助言等を求めることができる。

### (任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、令和元年度に委嘱する場合の委員の任期については、令和2年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

### (座長)

第4条 会議に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

- 4 座長に事故等があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じ、委員を招集し会議を開くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、市民部において処理する。

(謝礼)

第7条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月14日から施行する。